

# 夏期の電力使用制限に関する 経済産業省からのお願い

## 大口需要家の皆様へ

### 電気事業法第27条による使用最大電力の制限がかかります

東日本大震災の影響により、東京電力及び東北電力管内の供給力が大幅に減少し大きな需給ギャップが生じました。これに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電が実施されましたが、国民・産業界の皆様の節電への最大限の協力、取組の結果、需給バランスは改善し、計画停電は「不実施が原則」の状態へと移行しております。

しかしながら、電力の需給バランスは、今後夏に向けて、再び悪化する見込みであり、需給両面での抜本的な対策を講じなければ、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持することができません。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない状況に陥ることが懸念されております。

これらの危機的な状況を踏まえ、政府の電力需給緊急対策本部においては、本年5月13日に「夏期の電力需給対策」を取りまとめ、需要面では、一律15%削減という需要抑制目標の下、大口需要家・小口需要家・家庭の部門ごとに対策を講じることとしています。契約電力500kW以上の大口需要家における対策としては、電気事業法第27条に基づき、今夏の電力需要が増加する見込みの期間・時間帯において、電力使用制限(昨夏の同期間における使用最大電力から15%削減)を実施することになりました。15%削減に向けては、既に多くの大口需要家の皆様に自主的な節電の取組を進めていただいておりますが、今回の措置は、こうした自主的な取組を尊重し、需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、補完的な措置として発動するものです。

対象となる大口需要家の皆様におかれましては、ご不便をおかけすることになりますが、電力の需給状況と使用制限の趣旨をご理解いただくようお願い申し上げます。

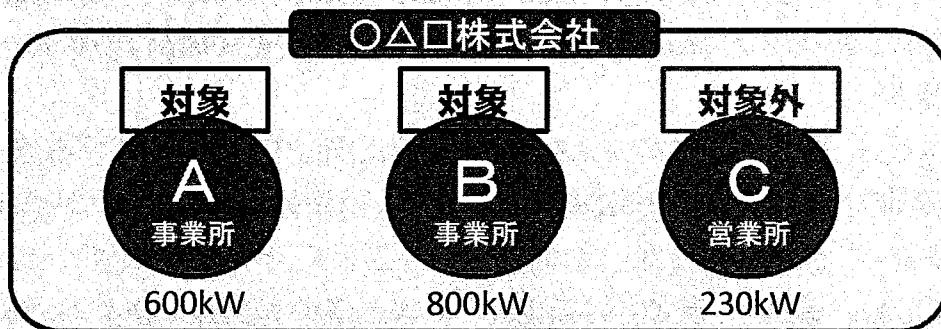
# 電気事業法第27条による使用制限の概要 ①

## ○規制の対象

### 1) 使用制限の対象者

東京電力及び東北電力並びにその供給区域内の特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家(契約電力が500kW以上)の方々が今回の使用制限の対象となります。なお、対象は、電気事業者との契約単位(需要設備単位)で判断されます。

例: 同一企業において、A事業所(需要設備)とB事業所(需要設備)の契約電力それぞれが、500kW以上であれば、両事業所がそれぞれ使用制限の対象となります。以下の例では、C営業所は500kWに満たないため使用制限の対象外です。



### 2) 使用制限の期間・時間帯(通知書の第1に記載)

使用制限を行う期間・時間帯は、以下のとおりです。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。すなわち、夜間を除く平日昼間の制限となります。

- ・東京電力管内: 平成23年7月1日～9月22日 9時～20時
- ・東北電力管内: 平成23年7月1日～9月9日 9時～20時

### 3) 使用制限の対象となる需要設備の場所等(通知書の第2に記載)

通知書には、使用制限の対象となる需要設備の設置場所について記載してあります。なお、需要設備番号については、需要設備を特定するために付与している番号であり、各種申請(共同使用制限スキーム・制限緩和・状況報告等)を行う際に必要となります。

### 4) 使用制限の内容(通知書の第3に記載)

上述の使用制限の期間・時間帯において、原則、『昨年の上述期間・時間帯における使用最大電力の値(1時間単位)から15%削減した値』を上限として、使用電力を制限していただくこととなります。

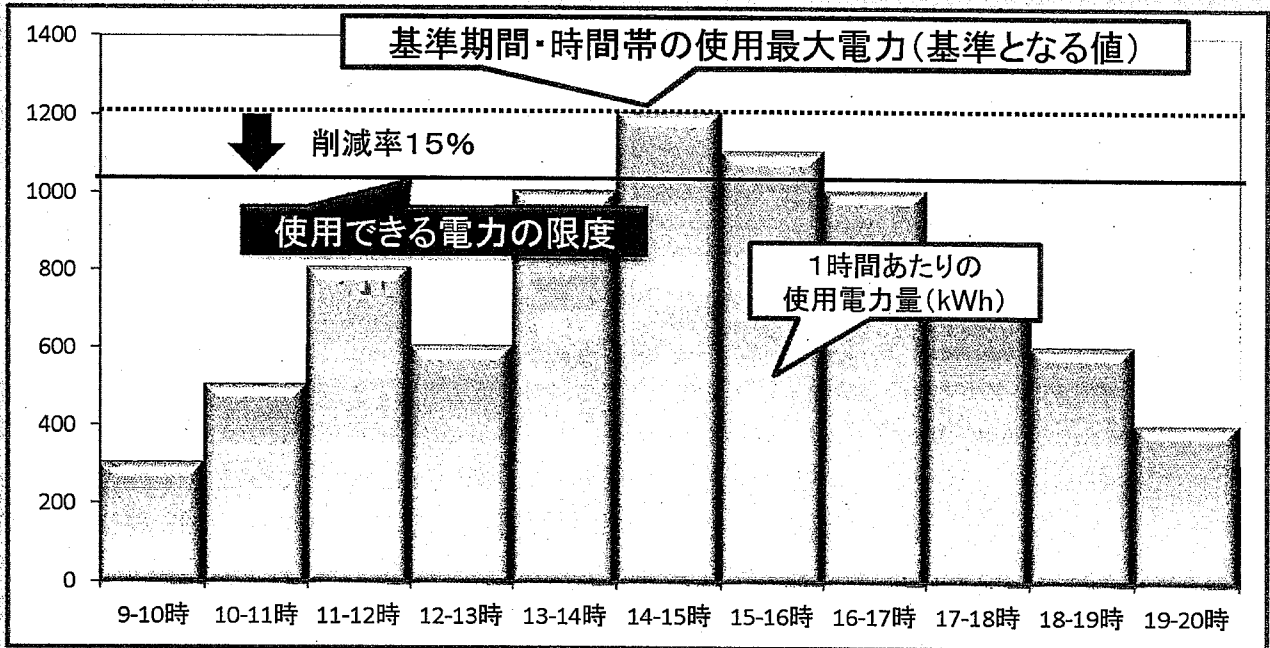
**【参考】昨年の上述期間・時間帯における使用最大電力の値(1時間単位)から15%削減した値の考え方**

基準期間・時間帯の使用最大電力を記録した日における使用電力の推移

基準期間・時間帯

【東京電力管内】 期間:平成22年7/1~9/22 (平日の9時~20時)

【東北電力管内】 期間:平成22年7/1~9/9 (平日の9時~20時)



※1時間単位の使用最大電力とは、基準期間・時間帯の1時間(A時~A+1時)単位での実際の電力使用量の最大値。

※電気事業者のデータ把握の制約から上記値がわからない場合は、30分(A時~A時+30分)又はA時30分~A+1時)単位での電力使用量の最大値に2を乗じた値が使用最大電力。

**5) 使用制限の基準となる値(15%削減のベース値)の例外**

	例外となるケース	基準となる値
①	基準期間・時間帯における使用最大電力の値が基準期間の末日(末日と比較して契約電力に変更が無い場合)における契約電力を超過している場合	契約電力の値
②	基準期間の末日の契約電力と比較して契約電力が増加している者の場合	増加後の契約電力の値
③	基準期間の初日以降、新たに電気の需給契約を締結した者もしくは基準期間から電気の需給契約の相手方を変えた者の場合	契約電力の値
④	基準期間の末日の契約電力と比較して、契約電力が減少している者の場合	使用最大電力の値と減少後の契約電力を比べて大きい値

※①~④の値は、あくまでも『基準となる値』であり、この値から15%削減した値が『使用できる電力の限度』となる。

## 電気事業法第27条による使用制限の概要 ②

### ○共同使用制限スキーム 任意

#### 共同使用制限スキームの申請について

同一の会社内の複数の需要設備あるいは同業・異業種の需要設備で共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを認めるスキームです。なお、共同使用制限スキームの適用にあたっては、所定の申請書に必要事項を記載し、適用を受けたい日から起算して14日前までに経済産業局（東北もしくは関東）に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要となります。

※【注意】7/1から適用を受けたい場合は、6/17までに申請書を提出することが必要。

### ○制限緩和措置 対象者

#### 1) 制限緩和措置の申請について

経済産業大臣の定めるところにより、使用制限の緩和が認められます（対象者等の詳細については経済産業省のホームページに掲載予定の「平成23年経済産業省告示第126号」を参照のこと）。ただし、制限緩和の適用にあたっては、対象者が制限緩和の類型に該当するからと言って自動的に制限が緩和されるわけではありません。対象者自らが、所定の申請書に必要事項を記載し、適用を受けたい日から起算して14日前までに経済産業局（東北もしくは関東）に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要となります。

※【注意】7/1から適用を受けたい場合は、6/17までに申請書を提出することが必要。

#### 2) 制限緩和措置の類型について

※以下は類型のイメージを記載したものであり、申請にあたっては、経済産業省のホームページに掲載予定の「平成23年経済産業省告示第126号」で要件等を確認してください。

1. 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備		
①医療関係	医療施設	削減率0%
	使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品製造業、製造販売・卸売業、医療機器製造業	削減率0%
②老人福祉・介護関係	使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、障害児（者）福祉施設等	削減率0%
③衛生・公衆安全関係	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する坑排水処理事業	削減率0%
	上下水道、上水道等に原水を供給する揚水機場（調整池を有さないものに限る）	削減率5%
	産業廃棄物処理施設（焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設である場合に限る）	削減率5%
	火葬場 と畜場	削減率10%

## 2. 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

①24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備	情報処理システムに係る需要設備(例:データセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム)	削減率は変動幅に連動する ○変動率10%未満: →削減率0% ○変動率10%以上15%未満: →削減率5% ○変動率15%以上20%未満: →削減率10%
	クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	
②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備	【交通関係】鉄道一般	○12時～15時:削減率15% ○その他の時間帯:削減率0%
	【交通関係】東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル	削減率0%
	【交通関係】ローカル路線	○片道3本/時:削減率0% ○片道4、5本/時:削減率5% (9時～12時、15時～20時は0%)
	【航空関係】航空保安施設	削減率5%
	【航空関係】空港ターミナルビル	
	【物流関係】定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業	
	【物流関係】中央・地方卸売市場	削減率10%
	【物流関係】港湾運送等に係る需要設備	
	【宿泊関係】ホテル・旅館	削減率0%
	【エネルギー供給関係】発電のためのガス供給等に係る需要設備	削減率5%
	【エネルギー供給関係】発電所等に送水する工業用水	削減率0%
	【その他】一般紙の夕刊印刷工場	○12時～15時:削減率0% ○その他の時間帯:削減率15%
	【その他】夕刊紙の印刷工場	○10時～12時:削減率0% ○その他の時間帯:削減率15%

## 3. 被災地の復旧・復興に不可欠な需要設備

※被災地の範囲については、電気事業法第21条第1項ただし書により電気料金に係る特例の認可を受けた市区町村(隣接地域は除く)とする。

①被災地の公共機関	地方公共団体の庁舎、県警本部等	削減率0%
	被災地路線(鉄道)	
	震災対応のための人員等を増加して業務を行う郵便事業株式会社の営業所、金融機関、電気通信の用に供される需要設備。	
②災害廃棄物処理を行う廃棄物処理施設		契約電力上限
③被災地の地方公共団体の要請により、東日本大震災により失業した被災者を5名以上雇用する被災地に立地する事業所の需要設備		削減率0%
④原子力災害の分析事業のための需要設備		削減率5%

## 4. その他

①一括受電マンション等		契約電力上限
②平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備		同一法人の他の需要設備の制限値の算定に考慮
③設備検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値		契約電力とする

## 電気事業法第27条による使用制限の概要 ③

### ○状況報告について

必須

#### 状況報告書の提出について

使用制限の対象者は、使用制限が行われた期間における電気の使用状況について、所定の報告書様式に必要事項を記載し、経済産業大臣に提出することが必須となっています。なお、報告書提出の期限は検針日から15日以内としており、提出先は経済産業局(関東もしくは東北)となっております。

### ○その他

#### 1) 罰金について

故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象となります。なお、使用制限は1時間あたりの使用電力で課すことから、1時間単位で制限値を超えれば使用制限違反となります(例:5時間超えた場合は5回の違反となります)。

#### 2) テナントビルに係る措置について

テナントビルのオーナーは、テナントの電気の使用状況の把握とテナントへの情報提供に努めていただくようお願いします。

テナントビルにおいては、電気事業者と直接需給契約を締結しているオーナーに対して使用制限がかかることとなります。なお、オーナーが電気の使用をコントロールできない部分(テナントの専用部分等)の使用削減が十分図られなかったことにより、ビル全体の『使用できる電力の限度』を超えた場合には、悪質性など個別の事情によって違反かどうかを判断します。

各種様式(共同使用制限スキーム・制限緩和申請書、状況報告書等)及び申請方法(申請マニュアル等)、電気事業法第27条に係るQ&A等の詳細情報については、経済産業省のホームページに掲載予定です。

経済産業省

検索

トップページ > 東日本大震災 関連情報 > 電力需給対策について > 電気事業法第27条による電気の使用制限の発動について

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

## 電気事業法第27条に関する説明会の開催について

局名	都県名	開催日	開催時間	開催場所
東北局	宮城県	6月2日(木)	14:00~15:30(開場 13:30)	仙台国際センター(仙台市)
	福島県	6月2日(木)	18:20~19:50(開場 17:50)	郡山市民交流プラザ(郡山市)
	秋田県	6月3日(金)	14:00~15:30(開場 13:30)	秋田市文化会館小ホール(秋田市)
	山形県	6月3日(金)	14:00~15:30(開場 13:30)	ヤマコーホール(山形市)
	新潟県	6月6日(月)	14:00~15:30(開場 13:30)	新潟市民プラザ(新潟市)
	岩手県	6月6日(月)	14:00~15:30(開場 13:30)	いわて県民情報交流センター(盛岡市)
	新潟県	6月7日(火)	14:00~15:30(開場 13:30)	長岡商工会議所(長岡市)
	青森県	6月7日(火)	14:00~15:30(開場 13:30)	青森県男女共同参画プラザ(青森市)
関東局	東京都	6月3日(金)	14:30~16:00(開場 14:00)	四谷区民ホール(新宿区)
	埼玉県	6月6日(月)	10:00~11:30(開場 9:30)	さいたま新都心合同庁舎1号館講堂(さいたま市)
	栃木県	6月6日(月)	14:30~16:00(開場 14:00)	栃木県総合文化センター(宇都宮市)
	山梨県	6月7日(火)	14:30~16:00(開場 14:00)	山梨県立県民文化ホール(甲府市)
	千葉県	6月8日(水)	14:30~16:00(開場 14:00)	京葉銀行文化プラザ(千葉市)
	静岡県	6月8日(水)	14:30~16:00(開場 14:00)	富士市文化会館(富士市)
	茨城県	6月9日(木)	14:30~16:00(開場 14:00)	茨城県総合福祉会館(水戸市)
	群馬県	6月9日(木)	14:30~16:00(開場 14:00)	前橋テルサ(前橋市)
	埼玉県	6月10日(金)	10:00~11:30(開場 9:30)	さいたま新都心合同庁舎1号館講堂(さいたま市)
	神奈川県	6月10日(金)	14:00~15:30(開場 13:30)	神奈川県民ホール(横浜市)

※説明会に参加をご希望される場合は、事前に参加申し込みのうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。なお、説明会の最新情報及びお申し込み方法については、経済産業省のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

## お問い合わせ先について

電気事業法第27条による使用制限を含む夏期の電力需給対策に係る全般のご相談・ご意見については、こちらまでお問い合わせください。

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

**03-3501-1511(内線4581~4590)**

電気事業法第27条に係る申請書・報告書の提出(共同使用制限・制限緩和申請書、状況報告書等)については、以下までお問い合わせください。

### 【東北電力管内】

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力使用制限班

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(6階第3・4会議室内)  
TEL:022-263-1111(内線)5561、5562、5564

### 【東京電力管内】

関東経済産業局資源エネルギー環境部 電力事業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 合同庁舎1号館(8階8-1会議室内)  
TEL:048-601-1200(内線)3827





## 制限緩和申請書

年 月 日

殿

住所  
氏名 印  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等 (以下「告示」という。)  
第5条第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

## 1 需要設備の概要

関係電気使用者の名称		
需要設備番号		
需要設備の設置場所		
需要設備の用途		
使用できる電力の限度 (kW)		
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称		
担当者連絡先等	所属部課	
	氏名	
	電話	
	F A X	
e-mail		

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 2 使用できる電力の限度は、規則第10条第2項の規定に基づき通知された使用できる電力の限度を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）に掲げるもののうち、需要設備の該当項目

第1号	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	
	キ	

第3号	ア	
	イ	
	ウ	

第4号	
-----	--

第5号	
-----	--

第6号	
-----	--

第7号	
-----	--

第8号	
-----	--

第10号	
------	--

第2号	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	
	キ	
	ク	
	ケ	
	コ	
	サ	
	シ	
	ス	
	セ	
ソ		

- 注 1 告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）に掲げるもののうち、該当項目の空欄部分に○を記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 2の該当項目の制限緩和を受ける場合のその制限緩和後の使用できる電力の限度（kW）

--

- 注 1 第5条第1項第10号の場合は、記載不要とする。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）のいずれかに該当することについての説明

需要設備の用途	
需要変動の率	
その他告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）のいずれかに該当することについての説明	

- 注 1 需要設備の用途は、告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）に掲げる内容を参照し、記載すること。また、需要設備の用途について証明する書類を添付すること。  
 2 需要変動の率は、告示第5条第1項第2号アに該当する場合に限り記載すること。また、記載する場合、当該記載内容について証明する書類を添付すること。  
 3 その他告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）のいずれかに該当することについての説明は、需要設備の用途及び需要変動の率のほか説明が必要な場合に限り記載すること。  
 4 その他告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）のいずれかに該当することについて説明するために必要な書類を添付すること。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

使用電力状況報告書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気使用制限等規則第 8 条の規定により次のとおり使用電力の状況を報告します。

1 需要設備の概要

関係電気使用者の名称		
需要設備番号		
需要設備の設置場所		
需要設備の用途		
電 力 の 制 限 が 実 施 さ れ る 期 間 及 び 指 定 契 約 電 力  (kW)	一 般 契 約 の 場 合	
	需 給 調 整 契 約 の 場 合	
合 計		
受 電 電 圧 ( V )		
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称		
担 当 者 連 絡 先 等	所 属 部 課	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	e - m a i l	

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 2 指定契約電力は、契約種別ごとに記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 電力の制限の状況等

需要設備番号	月 日 ~ 月 日 時 ~ 時
状況を報告する期間及び時間	
規則第2条第1項にて経済産業大臣が指定する電力の値 (kW)	
制限率 ( % )	
使用できる電力の限度 (kW)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

3 状況を報告する期間における最大需要電力

状況を報告する期間における最大需要電力 (kW)
--------------------------

注 1 状況を報告する期間における最大需要電力が使用できる電力の限度以下となる場合であり、検針票の写しその他の当該需要電力が状況を報告する期間における最大の値であることを証明する書類を添付する場合は、4及び5は記載不要とする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

4 需要設備の使用電力の状況

月 日 ~ 月 日

時間	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)
0 ~ 1	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)	(kW)
1 ~ 2																				
2 ~ 3																				
3 ~ 4																				
4 ~ 5																				
5 ~ 6																				
6 ~ 7																				
7 ~ 8																				
8 ~ 9																				
9 ~ 10																				
10 ~ 11																				
11 ~ 12																				
12 ~ 13																				
13 ~ 14																				
14 ~ 15																				
15 ~ 16																				
16 ~ 17																				
17 ~ 18																				
18 ~ 19																				
19 ~ 20																				
20 ~ 21																				
21 ~ 22																				
22 ~ 23																				
23 ~ 24																				

注 1 引込み線等の共用により把握が困難な需要設備の使用電力の値は、受電地点における共用設備全体に係る使用電力の値から引込み線等を共用する他の需要設備の使用電力の値を差し引くことにより算出するものとする。

- 2 注1において、引込み線等を共用する他の需要設備の使用電力の値についても把握が困難な場合は、受電地点における共用設備全体に係る使用電力の値から引込み線の値又は契約電力の値又は契約電力に相当するものの値を差し引くことにより算出するものとする。
- 3 需要設備の使用電力の状況について、所定の場所にそのすべてを記載することができないときは、用紙を追加し、記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

5 需要設備の使用電力の最大値

需要設備の使用電力の最大値 (kW)	
--------------------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。



制限緩和申請書  
記載マニユアル

(抄)

平成23年6月

# 目次

1. 申請書提出までの大まかな流れ
  - 申請書提出までの大まかな流れ
  - 提出の際必要となる書類
  
2. 申請書【様式第1】記載のポイント(一般的な緩和申請の場合)
  - 申請書の記載ポイントについて(告示様式第1 本体)(1)
  - 【参考】使用できる電力の限度について
  - 申請書の記載ポイントについて(告示様式第1 本体)(2)
  - 申請書の記載ポイントについて(告示様式第1 本体)(3)
  
3. 制限緩和の内容
  - 制限緩和の内容について(告示第5条第1項第1号ア～キ)
  - 制限緩和の内容について(告示第5条第1項第2号ア)
  - 【参考】変動率算出における補正措置について(1)
  - 【参考】変動率算出における補正措置について(2)
  - 【参考】変動率の算定期間について
  - 制限緩和の内容について(告示第5条第1項第2号イ～ソ)
  - 制限緩和の適用者による使用抑制に向けた計画的取組について(1)～(4)
  - 制限緩和の内容について(告示第5条第1項第3号ア～ウ)
  - 制限緩和の内容について(告示第5条第1項第4号～第10号)
  
4. 申請書【様式2】記載のポイント(小口等との連携による緩和申請の場合)
  - 小口需要設備等との連携による制限緩和の概要
  - 申請書の記載ポイントについて(告示様式第2 本体)(1)
  - 【参考】使用できる電力の限度について
  - 申請書の記載ポイントについて(告示様式第2 本体)(2)
  - 申請書の記載ポイントについて(告示様式第2 本体)(3)
  - 【参考】製品の生産等の調整を行っていることの説明書の例



# 申請書提出までの大まかな流れ

電気事業法第27条に基づく使用最大電力の抑制は、原則として昨年の以下の期間・時間帯における使用最大電力の値(1時間単位)から15%削減した値を上限として、使用電力を制限していただくようになりますが、経済産業大臣の定めるところにより、使用制限の緩和が認められます。制限緩和の適用にあたっては、対象者自らが、制限緩和の適用を受けたい14日前までに経済産業局に提出(必着)し制限緩和申請書を提出する必要があります。

## 基準となる期間

東北電力管内:平成22年7月1日～9月9日  
東京電力管内:平成22年7月1日～9月22日  
基準となる時間 : 9時～20時

## STEP 1: 様式準備

制限緩和申請書を経済産業省のホームページからダウンロードする

【経済産業省HP URL】  
<http://www.meti.go.jp/>

## STEP 2: 申請書作成

本記載マニュアルを参考に申請書を作成する

小口需要設備等との連携による制限の緩和については、【様式2】を作成。その他の制限の緩和については、【様式1】を作成。

## STEP 3: 提出

東京電力供給区域は  
関東経済産業局に提出

東北電力供給区域は  
東北経済産業局に提出

### 提出物

- 紙媒体(正1部・副1部)
- 制限緩和の対象であることを証明する書類
- 電子媒体(CD-R等 (FDは除く)にWord及びPDFファイルを保存)

審査後

## STEP 4: 通知書受理

経済産業局から送付された通知書を受理  
(通知書の受理後、制限緩和が適用される)

申請書については、制限緩和を受けたい日から起算して14日前までに提出(必着)。

例: 7月1日から実施したい場合は、6月17日までに提出(必着)

申請書の提出は、郵送、持ち込みの他、電子申請も可能。

【電子申請窓口URL】

<http://www.e-gov.go.jp/>

## 申請の際必要となる書類

制限緩和の申請にあたり、対象者自らが提出しなければならぬものとして、『制限緩和申請書』と併せて『対象となることを証明する書類』があります。なお、『制限緩和申請書』は2種類あり、一般的な制限緩和申請については【様式1】、小口需要設備等との連携による制限緩和申請は【様式2】を作成し、提出する必要があります。

### ○必要となる書類一覧

**【様式1】**  
(一般的な制限緩和の場合)

又は

**【様式2】**  
(小口需要設備等との連携の場合)

**【制限緩和の対象となることを証明する書類】**

(書類内容については後述)

+

これらの紙媒体【正1部】  
及び電子媒体【CD-R等  
(FDは除く)にWord及び  
PDFファイルを保存】

提出

東京電力供給区域は  
関東経済産業局に提出

東北電力供給区域は  
東北経済産業局に提出

# 申請書の記載ポイントについて(告示様式第1 本体)(1)

制限の緩和申請のうち、一般的な制限緩和の申請は、【様式1】を作成する必要があります。

様式第1 (第5条関係)

## 制限緩和申請書

① 経済産業大臣殿

② 平成 23年 6月 15日

③ 住所 東京都〇〇〇〇  
株式会社 〇〇〇〇工業  
氏名 代表取締役社長 〇〇 一郎 (印)  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の指定する地域、期間等 (以下「告示」という。)  
第5条第2項の規定による確認を受けたので申請します。

### 1 需要設備の概要

④ 関係電気使用者の名称	株式会社 〇〇〇〇工業
需要設備番号	A01a〇〇〇〇〇
需要設備の設置場所	東京都〇〇〇
⑤ 需要設備の用途	〇〇にかかる生産設備
使用できる電力の限度 (kW)	2040kW
⑥ 電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	〇〇電力株式会社
担当者	エネルギ環境技術部 次長
氏名	△△ 三郎
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑦ 電報先等	03-x-x-x-x-x-x-x-x
Fax	〇〇〇@co.jp
E-mail	

注 1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができ、この欄合において、署名する本人が自署するものとする。  
2 使用できる電力の限度は、規則第10条第2項の規定に基づき通知された使用できる電力の限度を記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

⑥「使用できる電力の限度」の記載内容については、次ページ参照。

- ① 宛先は『経済産業大臣』と記載する。
- ② 提出日を記載する。なお、提出期限は、電力共同抑制を開始する日から起算して14日前まで。  
【例】7月1日より開始する場合は、6月17日までに経済産業局への提出(必着)が必要
- ③ 住所・法人等の名称・代表者役職名・代表者氏名を記入のうえ、代表者印を押印する。
- ④ 対象需要設備にかかる電気の契約をしている者の名称を記載するとともに、経済産業省より通知した「通知書」に記載されている「需要設備番号」、需要設備の設置場所、需要設備にかかる事業内容(業種)等について記載。
- ⑤ 経済産業省より通知した「通知書」に記載されている「使用できる電力の限度」を記載する。
- ⑥ 電気の供給を受けている電気事業者の名称を記載する。
- ⑦ 担当者の連絡先を記載する。なお、連絡担当者は、③に記載した法人等のうちから担当者を選出する。



# 申請書の記載ポイントについて(告示様式第1 本体)(2)

2 告示第5系第1項各母(同項第9号を除く。)に掲げるものうち、需要設備の該当項目

ア	第3号	ア	①
イ		イ	
ウ		ウ	
エ			
オ	第4号		
カ			
キ	第5号		
	第6号		
	第7号		
	第8号		
	第10号		

第1号

○

第2号

ア  
イ  
ウ  
エ  
オ  
カ  
キ  
ク  
ケ  
コ  
サ  
シ  
ス  
セ  
ソ

注 1 告示第5系第1項各母(同項第9号を除く。)に掲げるものうち、該当項目の空欄部分には○を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ① 申請する緩和の内容が、『平成23年経済産業大臣告示第126号』に記載されている制限緩和の内容のうち、どの項目に該当するかを特定し、該当する項目の空欄部分に『○』を記載する。
- ② 『第1号』『第2号』や『ア』『イ』『ウ』などは、制限緩和の項目ごとに告示に記載されている番号。告示に記載されている制限緩和の各内容については、後述。

②

# 申請書の記載ポイントについて(告示様式第1 本体)(3)

<p>3 2の該当項目の制限緩和を受ける場合のその制限緩和後の使用できる電力の限度 (kW)</p> <p style="text-align: center;">① 2400kW</p>	<p>注 1 第5条第1項第10号の場合は、記載不要とする。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>	<p>4 告示第5条第1項各号(同項第9号を除く。)のいずれかか該当することについての説明</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="550 922 630 2016"> <p>② 必要設備の用途</p> <p>○○にかかる設備(クリーンルームを有する)</p> </td> <td data-bbox="630 922 678 2016"> <p>③ 必要変動の率</p> <p>4%</p> </td> </tr> </table>	<p>② 必要設備の用途</p> <p>○○にかかる設備(クリーンルームを有する)</p>	<p>③ 必要変動の率</p> <p>4%</p>	<p>④ その他告示第5条第1項各号(同項第9号を除く。)のいずれかか該当することについての説明</p> <p>※必要設備の用途及び需要変動の率のほか説明が必要ない場合は、空欄とする。</p>
<p>② 必要設備の用途</p> <p>○○にかかる設備(クリーンルームを有する)</p>	<p>③ 必要変動の率</p> <p>4%</p>				
<p>注 1 必要設備の用途は、告示第5条第1項各号(同項第9号を除く。)に掲げる内容を参照し、記載すること。また、必要設備の用途について証明する書類を添付すること。</p> <p>2 需要変動の率は、告示第5条第1項第2号アに該当する場合に限り記載すること。また、記載する場合、当該記載内容について証明する書類を添付すること。</p> <p>3 その他告示第5条第1項各号(同項第9号を除く。)のいずれかか該当することについての説明は、必要設備の用途及び需要変動の率のほか説明が必要ない場合に限り記載すること。</p> <p>4 その他告示第5条第1項各号(同項第9号を除く。)のいずれかか該当することについての説明するために必要な書類を添付すること。</p> <p>5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p>					

- ① 後述する各項目の削減率を参考にしながら、制限緩和の適用を受けた場合の使用できる電力の限度を記載する。
- ② 必要設備の業務内容(業種等)について記載する。その際、後述する制限緩和における各項目の内容を参考にし、記載する。
- ③ クリーンルームやデータセンター等、需要変動の率によって削減率が変化する制限緩和(告示5条第1項第2号ア)に該当する場合は、需要変動の率を記載すること。需要変動の率の算定方法については、後述
- ④ 必要設備の用途及び需要変動の率のほか説明が必要な場合に限り、記載する。

## 制限緩和の内容について(告示第5条第1項第1号ア)

使用最大電力の制限が、人の生命若しくは身体の安全又は衛生の確保に著しい影響を及ぼすと認められる次に掲げる以下の需要設備(告示第5条第1項第1号ア～キ)については、制限緩和申請書を申請し通知を受けた場合、以下の制限緩和が適用されます。なお、申請においては、以下【添付書類】と記載された書類を添付する必要があります。

- ① 該当する緩和内容を特定し、様式の該当する項目に『○』を記載する。

告示番号		項目		詳細説明		緩和後の削減率	
第1号	ア	医療関係等	医療施設〈計画的取組の対象〉				削減率0%
			対象需要設備	医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所			
			添付資料	医療法に基づく許可書の写し(医療法第8条による開設の場合は届出書の写し)			

※添付書類については、記載しているものに依りがない場合には、個別に御相談ください。

## 制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について(1)

○使用制限を緩和される需要設備であっても、設備ごとに削減可能性が大きく変わると考えられるものについては、制限緩和適用開始日までに、その需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成をお願いすることとします。

○なお作成された計画及び計画に基づいた取組の実施状況について事業所管省庁への提出を求め、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証を行うこととします。

※「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定)

・大口需要家の取組の基本的方針として、「抜本的な需要抑制の具体的対策について、計画を策定し実施する。」と記載。

・電気事業法第27条の骨子として、「(制限緩和の)対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業者等として削減率(15%)を達成するように努めることとする。」と記載。

○計画の作成を求めるとする需要設備は、設備ごとに削減余地が異なる可能性が高い告示第5条第1項第1号及び第2号に規定するものうち、〈計画的取組の対象〉と記載した需要設備になります。

○本計画の作成は、法令に基づくものではありませんが、制限緩和の趣旨及び使用電力削減の必要性を御理解の上、是非とも御協力をお願いいたします。

○なお、検証は計画策定時点及び使用制限期間終了後の2回行うこととし、先進的な取組については、作成された方の御了解をいただいた上で、HP等に掲載し、他の需要家が取組の参考にできるようにする予定です。



## 制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について(2)

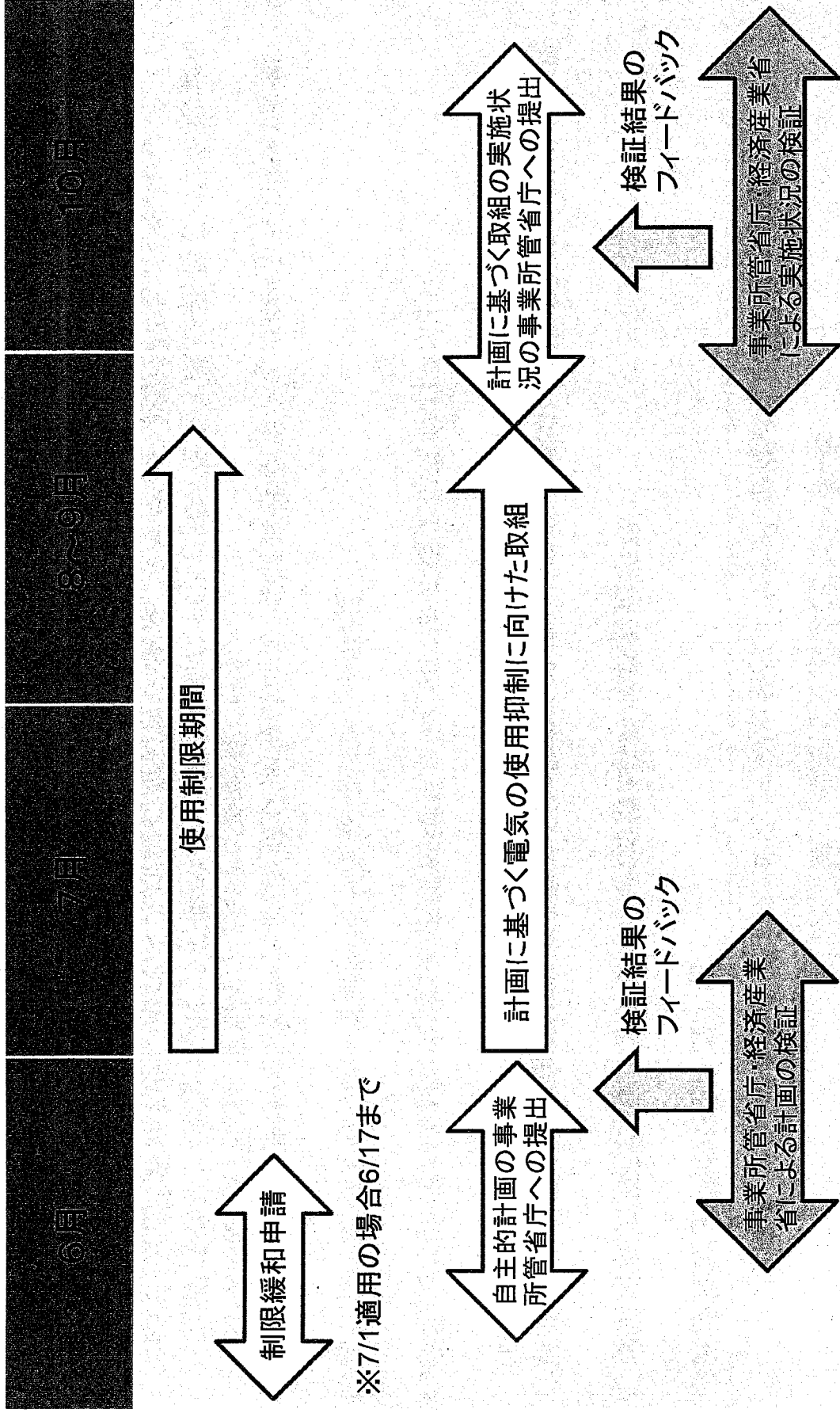
### 計画に盛り込んでいただきたい事項

※計画は、原則、需要設備(事業所)単位で作成が望ましいですが、企業単位での作成でも結構です。

- 計画策定主体の住所・法人名
- 制限緩和の適用を受ける需要設備の設置場所・需要設備番号
- 経済産業大臣からの通知に記載された「指定電力の値」、「使用制限率」、「使用できる電力の限度(kW)」、「(制限緩和適用前)」
- 制限緩和の適用を受けた後の「使用制限率」、「使用できる電力の限度(kW)」
- 自主的な取組を含めた「目標使用予定電力(kW)」の設定
- 「目標使用予定電力」の達成に向けた具体的取組内容(需要設備の主たる部分(主たる部分の動力)と附帯部分(照明、空調等)に分けて御記載ください。  
計画の作成に当たっては、「夏期の電力需給対策について」の「参考1 大口需要家による取組について」及び「参考2 小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考としてください。  
([http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity\\_supply/0325\\_electricity\\_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html))

# 制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について(3)

## 計画の具体的進め方



※7/1適用の場合6/17まで

※自主的計画については、制限緩和の適用開始(希望)日までに、事業所管省庁に御提出ください。  
※計画に基づく取組の実施状況については、使用制限期間終了後、速やかに事業所管省庁に御提出ください。

# 制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について(4)

## 【計画の提出先の事業所管省庁】

第1号ア	医療施設 医薬品・医療機器製造販売業及び製造業 医薬品卸売販売業	厚生労働省	医政局総務課(電力確保チーム) 【赤十字血液センター・血漿分画製剤製造施設】 医薬食品局血液対策課 【赤十字血液センター・血漿分画製剤製造施設 以外のもの】 医政局経済課 【高齢者施設】 老健局高齢者支援課、老人保健課 【障害児(者)施設】 傷害保健福祉部障害福祉課 【保護施設】 社会・援護局保護課
第1号イ	社会福祉施設等	厚生労働省	高等教育局医学教育課大学病院支援室
第1号エ	大学病院(第1号アに該当する大学病院を含む)	文部科学省	健康局水道課
第1号カ	上水道	厚生労働省	健康局生活衛生課
第1号キ	火葬場	厚生労働省	医薬食品局食品安全部監視安全課
第1号ク	と畜場	厚生労働省	関東地方環境事務所(東京電力管内) 東北地方環境事務所(東北電力管内)
第1号ケ	産業廃棄物処理施設	環境省	地域経済産業グループ産業施設課
第2号ア	工業用水	経済産業省	総合食料局流通課
第2号イ	冷蔵室を有する飲食料品卸売業	農林水産省	政策統括官付参事官(物流施設)室
第2号エ	定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫	国土交通省	総合食料局流通課
第2号カ	中央・地方卸売市場	農林水産省	航空局空港部空港政策課
第2号キ	空港ターミナルビル	国土交通省	港湾局港湾経済課
第2号ク	港湾運送等	国土交通省	観光庁観光産業課
第2号ケ	ホテル・旅館	国土交通省 (宿泊関係団体加盟の事業者)	商務情報政策局サービス政策課
第2号コ～ス	鉄道	経済産業省 (上記以外の事業者)	鉄道局鉄道業務政策課
第2号ゼン	新聞の印刷工場	国土交通省	具体的な提出先は関係の地方運輸局鉄道部 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課



# 使用電力状況報告書に係る

## 記載マニュアル

(抄)

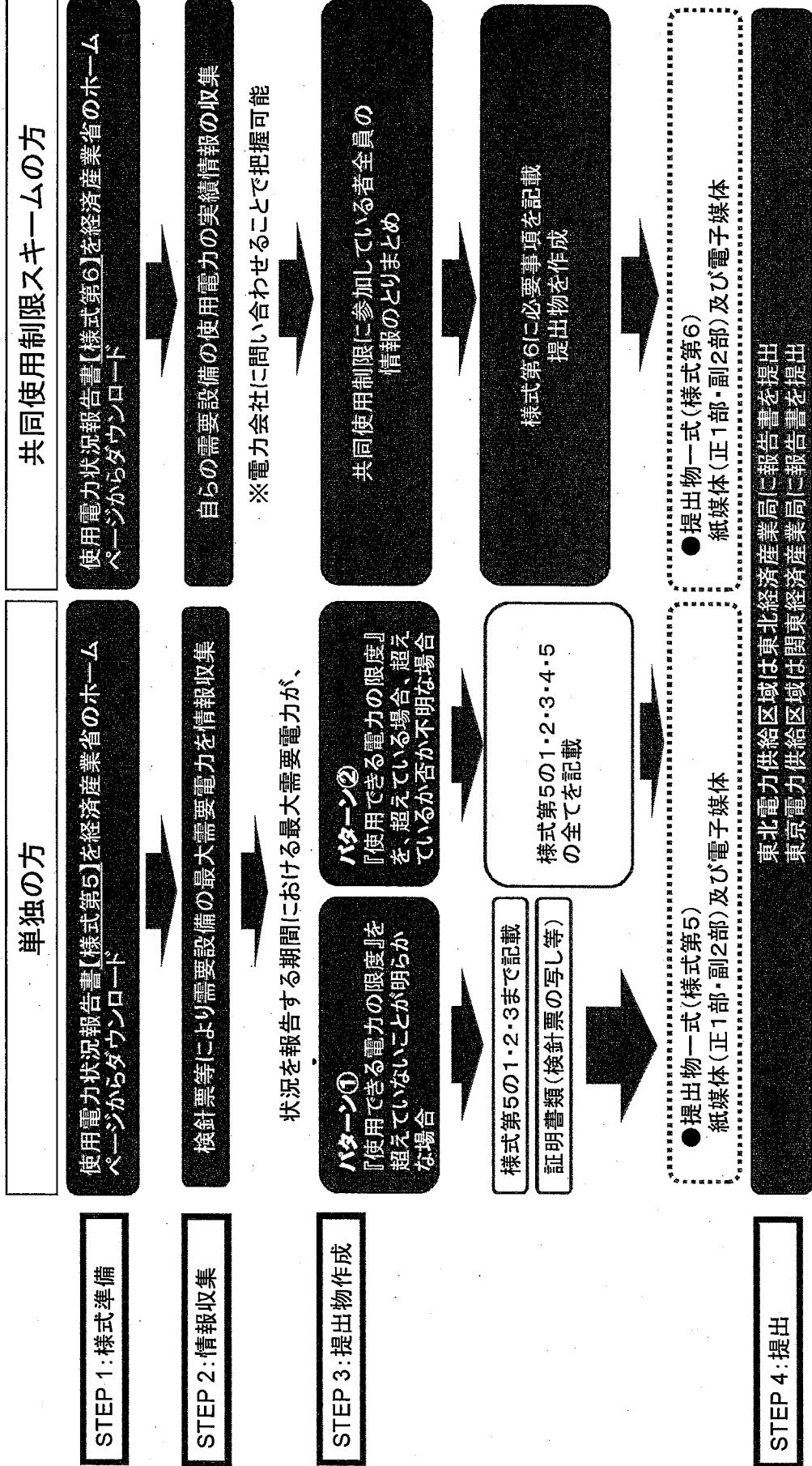
平成23年6月

# 目次

1. 報告書提出までの大まかな流れ
  - ・大まかな流れ
  - ・報告期限と報告期間の考え方(1) 単独の場合
  - ・報告期限と報告期間の考え方(2) 共同使用制限スキームの場合
  - ・具体的な提出書類について
2. 【単独の方】報告書記載のポイント
  - ・記載ポイント(1)
  - ・記載ポイント(2) パターン①の場合
  - ・記載ポイント(3) パターン②の場合
3. 【共同使用制限スキームの方】報告書記載のポイント
  - ・報告書の全体構成について
  - ・記載ポイント(1)
  - ・記載ポイント(2)
  - ・記載ポイント(3) 別紙1・2
  - ・記載ポイント(4) 別紙3
  - ・記載ポイント(5) 別紙3の続き
4. 適用除外に該当する場合について
5. 小口需要設備等との連携による制限緩和措置を受けた場合について

# 報告書提出までの大まかな流れ

使用制限の対象者は、使用制限が行われた期間における電気の使用状況について、所定の報告書様式(使用電力状況報告書【様式第5】【様式第6】)に必要事項を記載し、経済産業大臣に提出することが必須となります。なお、報告書提出の期限は検針日から15日以内としており、提出先は経済産業局(関東もしくは東北)となっております。使用電力状況報告書の様式は、単独で実施している方と共同使用制限スキームを活用し実施している方で異なります。



## 報告期限と報告期間の考え方(1) 単独の場合

使用電力状況報告書は、検針日から15日以内(土曜・日曜・祝日の場合は翌日以降。以下同じ。)に経済産業局に提出する必要があります(必着)。検針日によって、報告書に記載する期間も異なります。

### ○単独で実施している方(関係電気事業者)

①検針日が各月15日以前の場合、1回目の報告は、2回目の報告とともに、まとめて8月の検針日から15日以内に提出します。

例：検針日が毎月4日の場合

	検針日	報告期限	報告書に記載する期間	備考
1回目の報告	7月4日	8月19日	・7月1日～31日 ・8月1日～3日	7/5の検針によって取得する7/1～7/4分のデータと 8/5の検針によって取得する7/5～8/4分のデータを まとめて報告
2回目の報告	8月4日			
3回目の報告	9月4日	9月20日	・8月4日～31日 ・9月1日～3日	9/19が祝日のため、翌日(9/20)が報告期限
4回目の報告	10月4日	10月19日	・9月4日～9日(東北電力管内)	
			・9月4日～22日(東京電力管内)	

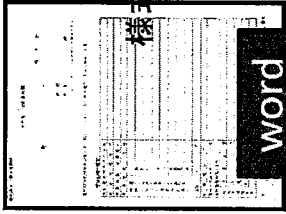
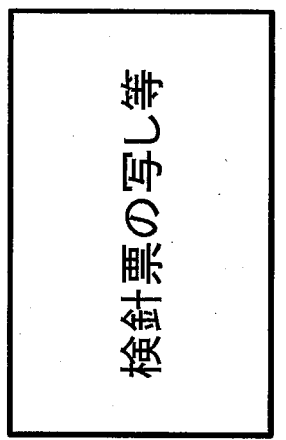
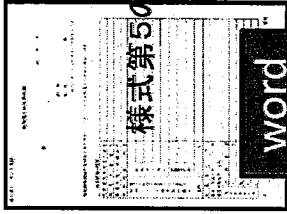
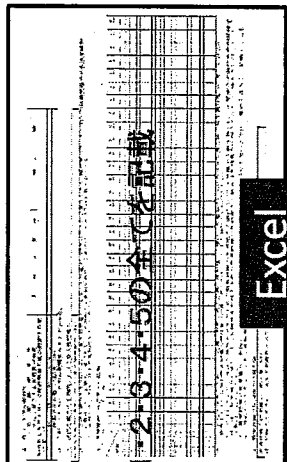
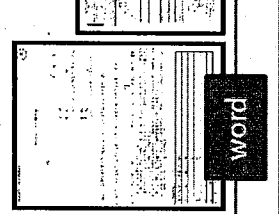

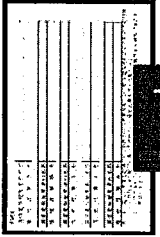
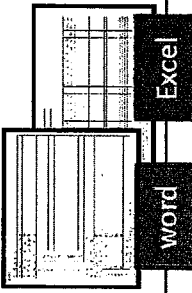
②検針日が各月16日以降の場合、当該月の検針日から15日以内に、当該月の使用状況を、前回来報告分とあわせて提出します。

例：検針日が毎月20日の場合

	検針日	報告期限	報告書に記載する期間	備考
1回目の報告	7月20日	8月4日	・7月1日～7月19日	9/4が日曜日のため、翌日(9/5)が報告期限
2回目の報告	8月20日	9月5日	・7月20日～31日 ・8月1日～19日	
3回目の報告	9月20日	10月5日	(東北電力の供給区域) ・8月20日～31日 ・9月1日～9日	
			(東京電力の供給区域) ・8月20日～31日 ・9月1日～19日	
4回目の報告	10月20日	11月4日	9月20日～9月22日(東京電力管内)	東京電力管内で、9/16～9/22の間に検針した場合のみ、4回目の報告が必要



# 具体的な提出書類について

提出書類一式	
分類	
単独	<p><b>【パターン①の方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提出書類一式</li> <li>・紙媒体(正1部、副2部)</li> <li>・添付書類(検針票等)</li> <li>・電子媒体</li> </ul> <p>※提出書類1はWordとExcel形式、提出書類2はPDF等の形式で保存のこと</p>
	<p>○ 提出書類1: 様式第5</p>  <p>word</p> <p>○ 提出書類2: 証明書類</p>  <p>検針票の写し等</p> <p>Excel</p>
共同使用制限スキームの方	<p><b>【パターン②の方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提出書類一式</li> <li>・紙媒体(正1部、副2部)</li> <li>・電子媒体</li> </ul> <p>※提出書類はWordとExcel形式で保存のこと</p>
	<p>○ 提出書類: 様式第5</p>  <p>word</p> <p>Excel</p> <p>○ 提出書類: 様式第5</p>  <p>word</p> <p>様式第5の1-2-6-4-5の全てを記載</p> <p>Excel</p> <p>○ 提出書類: 様式第6</p>  <p>word</p> <p>Excel</p> <p>【別紙1】</p>  <p>word</p> <p>【別紙2】</p>  <p>word</p> <p>【別紙3】</p>  <p>Excel</p>

※状況報告書は、電気事業者に実績値を確認のうえ作成すること。

# 【単独の方】報告書の記載ポイント(1) ※様式第5

様式第5 (第8条関係)

## 使用電力状況報告書

①

経済産業大臣 殿

②

平成23年 8月 16日

③

東京都〇〇区△△×  
 株式会社〇△  
 住 氏 名 代表取締役社長  〇一郎 (印)  
(法人にあっては各職及び役職者の氏名)

電気使用制限等規則第8条の規定により次のとおり使用電力の状況を報告します。

1 需要設備の概要	
関係電気使用者の名称	株式会社〇△ <input type="checkbox"/>
需要設備番号	A01a〇〇〇〇〇〇
需要設備の設置場所	〇〇県△△市〇〇 <input type="checkbox"/> -×
需要設備の用途	〇〇に係る生産設備
電力の制限が要せられる期間及び 時間における指定契約電力 (kW)	⑧ 常時使用電力 4000kW
	⑨ 自家発補給電力 200kW
	⑩ 合計 4200kW
受電電圧 (V)	⑩ 6600V
電気の供給を受けている一般 電気事業者等の名称	⑪ 〇〇電力株式会社
担当部署	株式会社 〇△ <input type="checkbox"/>
氏名	△△ 三郎
電話番号	⑫ 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Fax	03-x x x x-x x x x
E-mail	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> @co.jp

注 1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。  
 2 指定契約電力は、契約種別ごとに記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ① 宛先は経済産業大臣。
- ② 提出日を記載。提出期日は、各月の定例検針日から起算して15日以内(土曜・日曜・祝日の場合は翌日以降)。
- ③ 住所・法人名・代表者役職名・代表者氏名を記入のうえ、代表者印を押印してください。
- ④ 需要設備にかかると電気契約を締結している者の名称を記載してください。
- ⑤ 経済産業省から送付された「通知書」に記載されている「需要設備番号」を記載してください。
- ⑥ 需要設備の設置場所を記載してください。
- ⑦ 需要設備の用途(何の目的で使用している設備なのか)がわかる内容を記載してください。
- ⑧ 契約種別ごとに契約名称を記載してください。  

・ 常時使用電力
・ 自家発補給電力
・ 臨時電力
・ 農事用電力
- ⑨ 契約種別ごとの契約電力(kW)の値及びその合計を記載してください。
- ⑩ 受電電圧を記載してください。
- ⑪ 電気の供給を受けている電気事業者の名称を記載してください。
- ⑫ 当該需要設備にかかる担当者の連絡先等を記載してください。

# 【単独の方】報告書の記載ポイント(2) パターン①の場合 ※様式第5

## 2 電力の制限の状況等

番 号	A01a000000
求電を報告する期間及び時間	7月1日～7月31日 9時～20時
規程第2条第1項に「送電事業者が指定する電力の値 (kW)」	1000kW
制 限 率 ( % )	85%
使用できる電力の限界 (kW)	850kW
注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。	

(1) 「使用できる電力の限度」≧「状況を報告する期間における最大需要電力」



(2) 「4 需要設備の使用電力の状況」及び「5 需要設備の使用電力の最大値」の記載は不要となります。

## 4 需要設備の使用電力の状況

月 日 ~ 月 日

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
1																																
2																																
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
11																																
12																																
13																																
14																																
15																																
16																																
17																																
18																																
19																																
20																																
21																																
22																																
23																																
24																																
25																																
26																																
27																																
28																																
29																																
30																																
31																																

記載不要

- 注 1 引込み線等の範囲により把握が困難な需要設備の使用電力の値は、受電地点における共用設備全体に於ける使用電力の値を引くことにより算出するものとする。
- 注 2 注 1において、引込み線等を共用する他の需要設備の使用電力の値についても把握が困難な場合は、受電地点における共用設備全体に係る使用電力の値から引込み線等を共用する他の需要設備の契約電力の値又は契約電力に相当するもの値を差し引くことにより算出するものとする。
- 注 3 需要設備の使用電力の状況について、所定の場所とそのすべての値を記載すること。
- 注 4 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

需要設備の使用電力の最大値 (kW)  
用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

記載不要

# 【単独の方】報告書の記載ポイント(3) パターン②の場合 様式第5

## 2 電力の制限の状況等

需要設備番号	A01a000000
状況を報告する期間及び時間	7月1日～7月31日 9時～20時
規制第2条第1項に「経済産業大臣が指定する電力の値(kW)」	1000kW
制限率(%)	85%
使用できる電力の限界(注)	350kW

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

## 3 状況を報告する期間における最大需要電力

状況を報告する期間における最大需要電力(kW)

990kW

注 1 状況を報告する期間における最大需要電力が使用できる電力の限度以下となり、また、状況を報告する期間における最大の値であることを証明する書類を添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

## 4 需要設備の使用電力の状況

7月1日～7月31日

時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								

1時間単位で使用電力の実績値を記載してください。

当該月の最大需要電力は必ずしも使用制限時間に生じたとは限らない

(1) 「使用できる電力の限度」<「状況を報告する期間における最大需要電力」

(2) 「4 需要設備の使用電力の状況」及び「5 需要設備の使用電力の最大値」についても記載してください。

(3) ①を証明する書類(検針票等)の添付は必要ありません。

注 1 引込み線の長尺により把握が困難な需要設備の使用電力の値は、受電地点における共用設備本体に備える他の需要設備の使用電力の値を差し引くことにより算出するものとする。  
2 注1において、引込み線を共用する他の需要設備の使用電力の値についても把握が困難な場合は、受電地点における共用設備本体に備える他の需要設備の使用電力の値を差し引くことにより算出するものとする。  
3 需要設備の使用電力の値から引込み線等を共用する他の需要設備の使用電力の値を差し引くことにより算出するものとする。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

「4 需要設備の使用電力の状況」に記載した値のうち最大値を記載してください。

5 需要設備の使用電力の最大値  
需要設備の使用電力の最大値(kW)  
950kW

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とすること。

## 適用除外に該当する場合

平成23年経済産業省告示第126号 第2条第1号に該当する場合には、万が一、使用電力の限度を超えてしまっても適用除外扱いとなりますので、その際には、様式の作成と併せて、平成23年経済産業省告示第126号第2条第1号に該当することの説明を別紙にて作成し、添付のうえご提出ください。

### ○平成23年経済産業省告示第126号第2条第1号

降雨等による水量の増加等により必要な排水又は排気の処理を行う下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道に限る。以下同じ。)、排水機場及びトンネル、汲水時に運転する導水補給施設、救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う医療施設その他の国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備(ただし、国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働しているときに限り、規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備とみなされるものとする。)

別紙

#### 使用電力状況報告書

平成23年経済産業省告示第126号第2条第1号の需要設備に該当することの説明について

#### 1. 需要設備の概要

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
需要設備の設置場所	

#### 2. 上記告示の需要設備に該当することの説明

使用電力の限度を超えた日時

該当することの説明

①需要設備の用途の説明(該当する需要設備であることがわかるように具体的に)

②使用電力の限度を超えた具体的な理由(根拠データ等も含む)

様式は問いません。左の例を参考に「平成23年経済産業省告示第126号第2条第1項」に該当することの説明を記載のうえ状況報告書本体とともに提出してください。

例



# 大口需要家に係る制限緩和及び適用除外について

原則

医療施設

昨年の使用  
最大電力

15%減

〔制限緩和の申請  
を行った場合〕

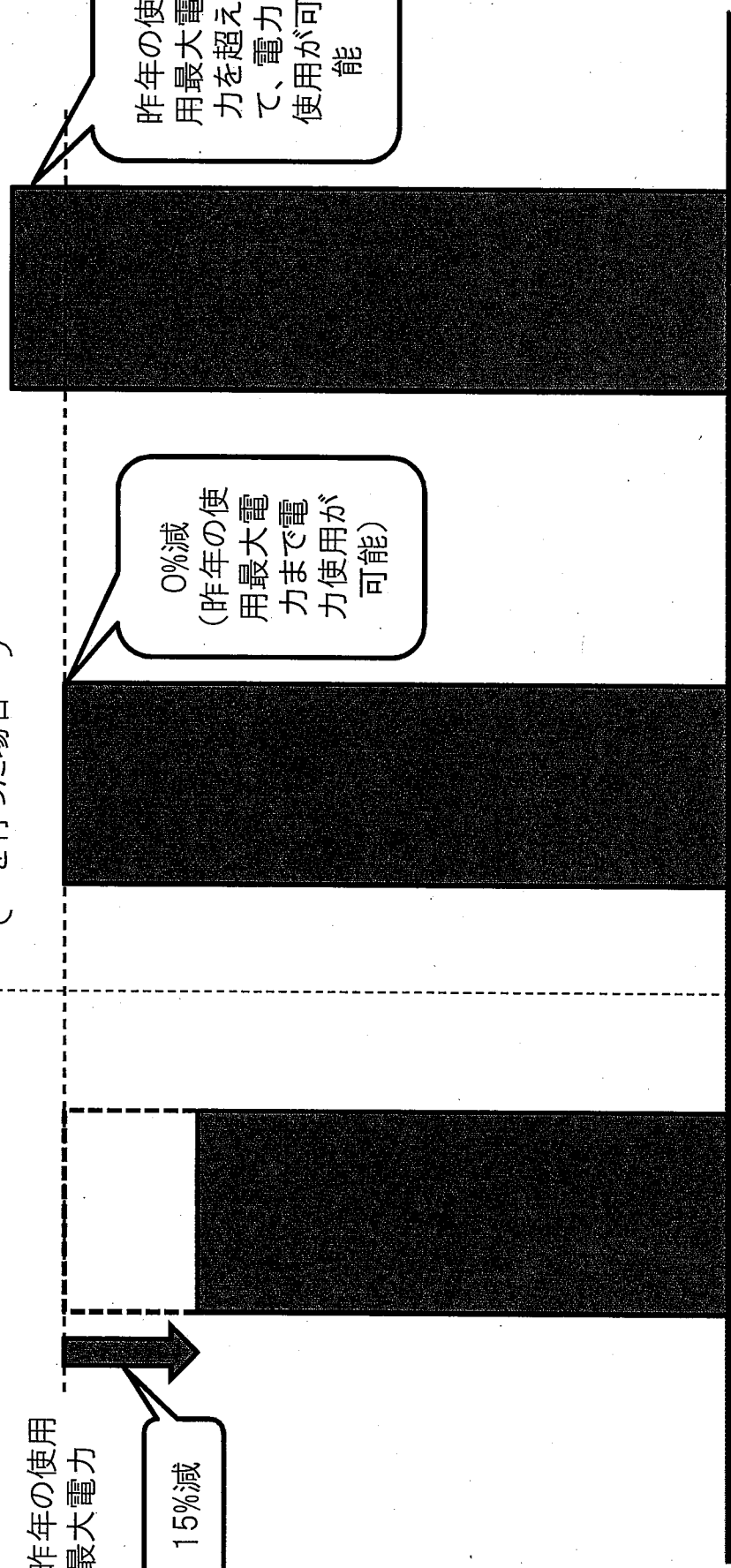
0%減  
(昨年の使用  
最大電力まで電  
力使用が  
可能)

〔適用除外が認め  
られる時間帯〕

昨年の使  
用最大電  
力を超え  
て、電力  
使用が可  
能

制限値を超えた  
場合は罰則あり

適用除外が認められる  
時間帯に限って、制限  
値を超えても罰則なし







今後のスケジュールについて

	大口需要家	小口需要家
6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大口需要家に対する経済産業省からの通知が到着 (制限値が記載されており、これが目標値となる。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標設定、削減必要幅の把握 ※昨年の基準期間・時間帯(東電:平成22年7月1日~9月22日(平日)の9時~20時、東北電:平成22年7月1日~9月9日(平日)の9時~20時)における最大使用電力又は使用電力量の最大値を把握。(昨年の7~9月の領収書をチェック。ない場合や領収書でも不明の場合は電力会社に照会。)</li> </ul>
6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (制限緩和を申請する場合) 東北経済産業局・関東経済産業局への制限緩和申請×切(7月1日適用開始分) ※同一法人・同一業種間で活用する場合を除き、制限緩和の適用を受けた需要設備との間での共同使用制限スキームの活用は不可</li> <li>○ 節電対策の洗い出し・電力削減量の積み上げ(小口フォーマット、家庭の節電対策メニュー、電機製品仕様書等を参考に。テナントの場合は空調等について管理者とも相談。)</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 節電行動計画の作成 ※様式としては小口フォーマット等を参考に。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 節電対策の洗い出し・電力削減量の積み上げ(小口フォーマット、家庭の節電対策メニュー、電機製品仕様書等を参考に。テナントの場合は空調等について管理者とも相談。)</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 節電行動計画の作成 ※様式としては小口フォーマット等を参考に。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 節電行動計画の厚生労働省への提出及び公表 ※提出先・提出方法等については追って通知予定</li> <li>※事務所での掲示、HP掲載等任意の方法による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 節電行動計画の公表 ※事務所での掲示、HP掲載等任意の方法による。</li> </ul>
7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気事業法に基づく電力使用制限期間開始</li> <li>○ 毎月検針日から15日以内に、経済産業局へ電気の使用状況を報告。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主的な節電実施期間開始</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電力使用制限期間終了 東京電力管内：9月22日 東北電力管内：9月9日</li> <li>○ 節電実施期間終了（9月末）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 節電実施期間終了（9月末）</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 節電行動計画の実施結果の厚生労働省への報告 ※提出先・提出方法等については追って通知予定</li> </ul>	

※ 小口フォーマット：「夏期の電力需給対策について」（別添3）の参考2  
 家庭の節電対策メニュー：「夏期の電力需給対策について」の参考3